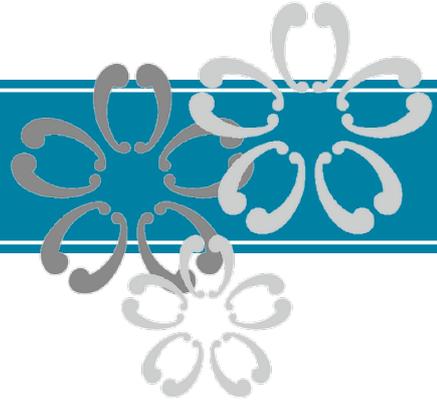


Ⅲ 資料編



用語解説

あ行

用語	解説
アイアイプロジェクト 【P. 62, 63】	地域ぐるみで子どもの安全を確保するための巡視：「eye」（目）、子どもと地域の方との心の通じ合い：「愛」（heart）を取り入れた、子どもたちの安全を守るための活動の愛称。また、市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報をアイアイ情報として保護者等に周知し、子どもの安全・安心の確保に努めている。
空き家バンク事業 【P. 91】	佐倉市住生活基本計画に基づき、空き家の有効活用を目的として、空き家物件を売却・賃貸したい所有者と、購入・賃借したい移住希望者との橋渡しを市が宅建協会と協力して行う事業。
一時保育 【P. 44】	保育所等を利用していない家庭を対象に、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育所・幼稚園・認定こども園などで一時的に保育を行う事業。
一般廃棄物処理基本計画 【P. 56, 57】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第6条に基づき、市が区域内の一般廃棄物の処理について、①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、②排出抑制のための方策、③分別収集するとしたものの種類と分別区分、④適正な処理、⑤処理施設の整備などについてまとめたもの（計画期間：2005（平成17）年度～2019（平成31）年度）。
インキュベーション施設 【P. 32】	起業間もない個人・企業に負担の少ない入居費用で賃貸スペースを提供するとともに、専門スタッフが経営・技術的課題を解決するための適切なアドバイス等を行うなど、起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。「インキュベーション」とは、英語で「（卵などが）ふ化する」の意。
印旛沼に係る湖沼水質保全計画 【P. 55】	印旛沼が昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼の指定を受けたことにより、千葉県が印旛沼の水質改善を目的とする湖沼水質保全計画を策定（第6期計画平成24年3月策定）。
印旛沼流域水循環健全化計画 【P. 55】	印旛沼の水質を改善する流域の自然環境を再生するための計画（平成22年1月策定）。千葉県をはじめ、流域住民、学識者、水利用団体、行政によって構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」が立ち上げられ、推進されている。
AED（自動体外式除細動器） 【P. 58】	Automated External Defibrillator の頭文字をとったもの。小型の器械で、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断する。もし心室細動という不整脈（心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態）を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

用語	解説
エコライフ推進員 【P. 56】	自らの日常生活において、地球温暖化対策に資する活動を実践するとともに、市民を対象に地球温暖化対策に関する知識の普及活動を行う。環境に関する専門知識を持つ人材を、エコライフ推進員として市長が委嘱する。
NPO 【P. 38, 40, 48, 91, 98, 99】	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

か行

用語	解説
介護予防 【P. 18, 37, 48, 49】	要介護になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらにはその軽減を目指すことをいう。
介護老人保健施設 【P. 48】	状態が安定している人（要介護1～5）が、在宅復帰できるようリハビリテーションを中心としたケアを行う施設。
各種がん検診 【P. 38, 42, 43】	胃がん検診、胸部レントゲン検診（肺がん検診）、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診など。
学童保育所 【P. 44, 45, 46】	保護者が就労等により日中、原則として小学校の児童を見られないとき、放課後の生活の場を与え、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とするもの。市内学童保育所数は32箇所（平成27年11月時点。私立含む。）。
家計相談支援事業 【P. 53】	生活困窮者の家計に関する問題について、相談支援、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う事業。 関連用語【生活困窮者自立支援制度】
課税客体 【P. 110】	課税の対象となる物・所得・行為その他の事実。固定資産税における固定資産など。
学校評議員制度 【P. 62, 63】	地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校に評議員を置く制度。佐倉市では平成13年度から実施。学校評議員は校長の求めに応じ、学校の教育活動・運営に関して、意見を述べることができる。
環境保全型農業 【P. 78, 79】	土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
基幹管路 【P. 94】	導水管、送水管、配水本管。
教育課程 【P. 64, 72】	学校教育の目的や目標を達成するために、児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、教育の内容を総合的に組織した学校の教育計画。
喫煙禁止区域 【P. 56, 57】	「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」に基づき指定された喫煙禁止区域（JR佐倉駅周辺、京成佐倉駅周辺、京成臼井駅周辺、京成ユーカリが丘駅周辺、京成志津駅周辺）。

用語	解説
クレアチニン検査 【P. 41】	腎機能が正常に働いているかどうかを調べるための検査。クレアチニンとは血液中の老廃物の一種で、通常は尿とともに体外へ排泄されるが、腎機能が低下すると十分ろ過されずに血液中に溜まる。
経常的経費 【P. 109, 110】	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費。
好学進取 【P. 64】	学問を好み、自ら進んで学ぼうとする意欲や姿勢。
公共施設等総合管理計画 【P. 21, 113】	財政状況の変化や少子高齢化の進展により、公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、全体の状況を把握し、長期的な視点に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うことを目的とする計画。
合計特殊出生率 【P. 22, 45】	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する(合計特殊出生率＝{母の年齢別出生数÷年齢別女性人口}15歳から49歳までの合計)。
公債費 【P. 11, 12, 23, 109】	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
耕作放棄地 【P. 78, 79】	過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する見込みのない農地。
高齢者就業援助法人 (佐倉市シルバー人材センター) 【P. 48】	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された法人。入会した会員に対し、就業機会の確保を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的としている。
子育てコンシェルジュ (利用者支援事業) 【P. 36, 44】	子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業。
子育て世代包括支援センター 【P. 36】	妊婦、出産、子育て期の各期を通じ、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。
個別検討会議 【P. 45】	佐倉市児童虐待防止ネットワークにおいて、個別ケースについて検討する会議。
コミュニティ活動 【P. 38, 99】	その地域に住む方々が、快適で安全な生活環境のもとで、健康的で文化的な生活を営むことができるように、一個人、一家庭では解決できないさまざまな問題を協力して解決し、明るく楽しい地域社会をつくるための活動。
婚活支援イベント 【P. 18, 60, 61】	後継者対策や地域の活性化などの課題への対応として、各種団体と協力し、結婚への意欲のある若者の出会いの場づくりを支援するためのイベント。

用語	解説
コンビニ交付 【P. 112】	マイナンバー制度によるマイナンバーカードを用いて、コンビニエンスストアにおいて住民票等の証明書の交付が受けられるサービス。

さ行

用語	解説
再任用職員 【P. 109】	定年退職等により一旦退職したのち、1年以内の任期を定めて、改めて採用された職員のこと。
佐倉学 【P. 37, 64】	佐倉市には、印旛沼などの恵まれた「自然」、原始・古代からの「歴史」、城下町として培われた文武両面にわたる「文化」、優れた業績を残した「先覚者」が存在し、これらを学ぶことで、郷土佐倉への愛着を育み、人材育成につなげる取組。学校教育・社会教育の双方において取組を進めている。
佐倉教育ビジョン 【P. 62】	佐倉の教育の指針となる基本理念や目指すべき佐倉市民像、基本方針を示した計画（計画期間：2011（平成23）年度～2020（平成32）年度）。
佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク 【P. 45】	家庭内等でおきる虐待や暴力に対し、関係する機関が連携して対応するためのネットワーク。
佐倉市教育センター 【P. 70】	市教育委員会の各課や市立各幼・小・中学校、各種教育関係機関と連携しながら、教育の充実と発展をめざし、教育課題の調査研究、教育相談、就学相談、教育資料の収集や広報活動などを実施している。
佐倉市教育の日 【P. 62, 63】	市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育及び社会教育の振興により佐倉市の教育の充実及び発展を図るため、11月16日を「佐倉市教育の日」と定めたもの。なお、この日は、天保4年（1833）佐倉藩主堀田正睦公が、藩政改革を宣言した日に由来。
佐倉市景観計画 【P. 87, 89, 90】	景観法に基づき、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。
佐倉市住生活基本計画 【P. 91】	住生活基本法に基づき、住まいや住環境の課題に関する対応方針の方向性を示すことで、良好な住生活を実現していくための計画（計画期間：2014（平成26）年度～2023（平成35）年度）。
佐倉・城下町400年記念事業 【P. 87】	2010（平成22）年は、土井利勝公が佐倉の領主となった1610（慶長15）年から400年目にあたり、利勝公は、領主となった翌年から概ね7カ年の歳月をかけて佐倉城を築いたといわれている。このことから、2010（平成22）年度から2017（平成29）年度までを「佐倉・城下町400年記念」と位置付け、佐倉市の歴史・文化・魅力を全国に発信するために行う様々な記念事業。
佐倉市人権尊重のまちづくり指針 【P. 101】	佐倉市における人権尊重のまちづくりの理念と、その理念の実現に向けた市が果たすべき役割を定めたもの。

用語	解説
佐倉市耐震改修促進計画【P. 113】	佐倉市内の既存建築物の耐震化を計画的に促進し、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命・財産を守ることを目的として定められた計画。
佐倉市男女平等参画基本計画【P. 103】	国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるもの。第3期計画期間は平成21年度から平成30年度まで。
佐倉市地域公共交通網形成計画【P. 93】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークを実現するための計画。
佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【P. 56, 57】	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市役所の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための取組方針などを定めた計画(計画期間:2014(平成26)年度~2017(平成29)年度)。
佐倉市地球温暖化対策地域推進計画【P. 56】	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定された、京都議定書目標達成計画を勘案し、佐倉市の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的計画(計画期間:2008(平成20)年度~2017(平成29)年度)。
佐倉市都市マスタープラン【P. 89, 90】	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくための計画(計画期間:2011(平成23)年度~2030(平成42)年度)。
佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附推進事業【P. 109】	佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附(いわゆる「ふるさと納税」)の推進とともに、佐倉市の知名度の向上及び産業の活性化を図ることを目的として、寄附者に特産品を贈呈する事業。
自己肯定感【P. 44】	『自分は大切な存在、かけがえのない存在』と思える心の状態。
自主防災組織【P. 19, 39, 58, 59】	自助、共助の観点から、地域の住民同士が協力して自発的に結成する組織。災害時には、地域防災活動の中核になる。佐倉市では、自主防災組織の結成や活動に対して、様々な支援がある。
実質赤字比率【P. 12】	普通会計の実質収支(年度内の収入支出の差から、翌年度へ繰り越す財源を引いた額)が赤字のとき、標準財政規模(一般財源の標準的な大きさを示すもの)に占める割合。
指定管理者制度【P. 113】	これまで公的団体等に限られていた公の施設の管理について、法人その他の団体を期間を定めて指定し、その管理を代行させることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として創設された制度。
社会福祉協議会【P. 40, 99】	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織。社会福祉法に基づき設置され、それぞれの都道府県、市区町村で、社会福祉関係者、関係機関の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

用語	解説
社会福祉法人 【P. 40】	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第 22 条で定義される公益法人。
就労支援コーディネーター 【P. 53】	就労意欲や能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者等に対し、就労意欲の喚起や就労相談、履歴書の書き方及び採用面接に関する指導、ハローワークとの連絡調整等を行う。
就労準備支援事業 【P. 53】	「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由で、すぐに職に就くことが難しい生活困窮者について、有期でプログラムにそって、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行う事業。 関連用語【生活困窮者自立支援制度】
出生率 【P. 45】	一定人口に対するその年の出生数の割合。通常、人口 1000 人あたりにおける出生数を示す（出生率＝年間出生数÷10月 1 日現在人口×1000）。
障害者手帳 【P. 50】	公的機関により障害が認定を受けていることを証明する手帳。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があり、障害の程度、状況によって等級が分かれる。身体障害者、知的障害者、精神障害者が障害福祉サービス等を利用する際に必要。
障害福祉サービス 【P. 50】	サービス等利用計画を踏まえ、個々に支給決定が行われるサービス。ホームヘルプやショートステイ、生活介護、自立訓練、就労移行支援等がある。
消費生活専門相談員 【P. 60, 61】	独立行政法人国民生活センターが認定する消費者相談に関する専門資格の一つ。
将来負担比率 【P. 12】	公営企業、一部事務組合、第三セクター等まで含めた、将来の負担額が標準財政規模に占める割合。
食育 【P. 37, 74】	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
市民公益活動 【P. 98, 99, 100】	市民または市民団体等が主体となって継続的・自発的に行う非営利目的の社会貢献活動で、社会一般の利益（公益）に資する場合をいう。
（佐倉市）市民文化資産選定制度 【P. 86】	佐倉市内には、地域住民に長く保護され、継承されてきた各地域の個性を表す歴史、文化、自然に係る市民文化資産が多く残されており、これらの所有者や地域の方々によって守られてきた身近な文化資産を、市民共通の財産として、所有者の努力や市民の協力によって保全と活用を促進し、確実に将来へ引き継ぐための制度。
自立支援医療（精神通院医療） 【P. 50】	心身の障害を軽減するための医療費について、公費で負担する医療制度。精神通院医療は、統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神通院を継続的に必要とする障害者が対象。

用語	解説
自立相談支援事業 【P. 53】	就職や住まい、家計管理など生活困窮者のさまざまな課題に対して、相談窓口で包括的に対応し、生活困窮者に対する的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定し、関係機関と調整を行いながら、生活困窮者に寄り添いながら、自立に向けて支援を行う事業。 関連用語【生活困窮者自立支援制度】
新規就農 【P. 33, 78, 79】	新たに農業に参入し、経営を開始すること。
人権推進活動団体 【P. 101】	県民または市民に対しての人権啓発や人権問題の解決、人権意識の向上に寄与する団体のこと。人権相談や情報提供、啓発活動を行っている。
人権尊重・人権擁護都市宣言 【P. 101】	平成9年2月24日に、佐倉市が差別や偏見のない、人の優しいまちづくりに積極的に取り組んでいくという決意を、公に宣言したもの。
3R（リデュース・リユース・リサイクル） 【P. 56】	読み方：スリーアール。 リデュース（Reduce：廃棄物の発生を抑制）、リユース（Reuse：製品などの再使用）、リサイクル（Recycle：製品を原材料として再利用）の総称。環境にできるだけ負荷をかけない、循環型社会を形成するための考え方。
生活困窮者自立支援制度 【P. 53】	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で、経済的な理由により生活に困る方を対象とした生活全般にわたる相談を行い、就労が困難な方に対する就労支援や負債のある方に対する家計相談など、相談者の状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う制度。
生活困窮者自立支援法 【P. 53】	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的に、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる根拠として平成27年4月から施行された法律。また、この法律の第2条で、「生活困窮者」は「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。
生活保護受給者等就労自立促進事業 【P. 53】	生活保護受給者等（生活保護受給者及び相談・申請段階の者、児童扶養手当受給者等）に対して、市役所とハローワークが一体となった就労支援を推進することにより自立を促進する事業。
性差 【P. 104】	男女の性別による差異。
青少年育成計画 【P. 68】	青少年育成の推進を図るために様々な青少年に関わる事業を体系化した計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）。
青少年育成市民会議 【P. 67, 68】	青少年育成に関し、市民一人ひとりが問題解決に取組み、家庭や学校、地域がそれぞれの立場で、各種団体と行政が協働して青少年の健全育成を推進していくことを目的に結成された組織。市内7地区の青少年健全

用語	解説
成年後見制度 【P. 40】	認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約の締結などを、家庭裁判所が選任した成年後見人が本人の代わりに行う制度。
成年後見支援センター 【P. 40】	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の広報啓発や利用支援、無料相談会等を行っている機関。
相談支援 【P. 40, 50】	障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行うこと。

た行

用語	解説
耐震適合率 【P. 94】	管自体に耐震性能を有する管及び地盤の性状などから耐震性を有すると評価できる管の割合。
第二のセーフティネット 【P. 53】	就業と生活の安定を守る制度の「第1のセーフティネット（安全網）」が雇用保険制度であり、生活保護制度が最後の救済策「セーフティネット」といわれている中で、その中間を補完するしくみとして整備されたのが「第2のセーフティネット」であり、生活困窮者自立支援制度はその中の一つ。
多胎児 【P. 44】	母親の体内で同時期に発育した複数の子ども。双子、三つ子など。
（佐倉市）男女平等参画推進センター 【P. 103, 104】	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に共に参画する男女平等参画社会の形成を促進するため、その活動拠点として設置されたもの。
地域子育て支援拠点事業 【P. 44】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を地域の保育園等で開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
地域職業相談室 【P. 83】	公共職業安定所（ハローワーク）が設置されていない市町村において、国が行う職業相談・職業紹介等のサービスを住民が利用できる場として設置された施設。国と市町村が共同で運営。本市ではミレニアムセンター佐倉3階にある。
地域生活支援事業 【P. 50】	市町村の創意工夫により、障害者の状況に応じて柔軟にサービスを提供する事業。相談支援や日中一時支援、日常生活用具の給付等がある。
地域包括ケアシステム 【P. 18, 37, 48, 49】	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各種サービスを適切に組み合わせて提供する支援体制のこと。
地域包括支援センター 【P. 18, 37, 40, 48, 49】	市内5か所に設置された高齢者のための総合相談窓口。保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防や虐待対応など高齢者の生活全般にわたる支援を行っている。また、民生委員や自治会・町内会、医療機関、ケアマネジャーなど様々な機関とのネットワーク作りを進めている。 (志津北部、志津南部、臼井・千代田、佐倉、南部(根郷・和田・弥富))

用語	解説
地域まちづくり協議会 【P. 98, 99】	各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会・町内会を基盤に、地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働してその解決を図る組織。
定員適正化計画 【P. 109】	限られた財源で効率的な行政運営を行うため、現在の状況と今後の課題などを明らかにした上で、今後の定員管理のあり方について定めた複数年度に渡る計画のこと。
定期予防接種 【P. 43, 45, 46】	予防接種法に基づき、定期的実施される各病気のワクチンの予防接種。定期予防接種は、子どもを対象にしたものと、大人を対象にしたものがある。
低体重（児） 【P. 44】	出生時に体重が 2,500g 未満の新生児。
T P P 【P. 78】	環太平洋パートナーシップ協定。環太平洋地域の加盟国間での関税等に関する経済連携協定のこと。
デマンド交通 【P. 92】	定時定路線型の路線バスとは異なり、利用者の需要（予約）に応じて運行する公共交通。
（佐倉市）登録有形文化財制度 【P. 86, 87】	佐倉市内の大切な歴史的建造物を残していくため、また、登録することで市民が文化財の価値を再認識し、積極的に活用しながら保存していくことを目的とする制度。
特定健診・健康診査 【P. 41, 42, 51】	①40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者、②佐倉市の後期高齢者医療被保険者、③40歳以上の生活保護受給者を対象として、身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・問診・診察を行う健康診査。
特別養護老人ホーム 【P. 48】	常時介護が必要で自宅での生活が困難な人（原則要介護3以上）が入所して、日常生活上の支援や介護を受ける施設。
特別支援教育 【P. 72, 73】	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
DV（ドメスティックバイオレンス） 【P. 103, 104】	生活の本拠を共にするまたは共にしていたパートナーから受ける暴力のこと。身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素が含まれる。

な行

用語	解説
認知症サポーター 【P. 48】	講師役のキャラバン・メイトが実施する認知症サポーター養成講座を受講した方のこと。認知症を正しく理解して、認知症の方や家族を見守る応援者として、自身のできる範囲で活動することが役割。
認定農業者 【P. 33, 78】	農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画(5年後の経営目標)を作成し市町村の認定を受けた農業経営者

用語	解説
農業の有する多面的機能【P. 78】	農業・農村の有する農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。例) 自然環境の保全、田園景観の形成、生物の多様性の確保 等
農業用廃プラスチック【P. 78, 79】	使用済みのハウス資材など農業を行う上で使用したプラスチックのこと。
農地の利用集積【P. 33, 78, 79】	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手に農地の利用権(使用貸借、賃貸借)を設定すること。

は行

用語	解説
バリアフリー化【P. 69】	道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。
ビオトープ【P. 54】	生物を意味するBio と場所を意味するTope とを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味する。植生豊かな水辺や雑木林がその代表例であり、また開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の生育・生息環境という意味でも用いられる。
病後児保育【P. 18, 44】	児童が病気等の回復期であり、集団保育が困難なとき、病院等の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。
ファミリーサポートセンター事業【P. 37, 44】	地域において、「子育ての手助けがほしい人」、「子育ての手助けをしたい人」たちが会員となり、子育てが大変なときに地域で支援しあうシステム。
賦課【P. 110, 111】	税金などを割り当てて負担させること。
複合検診【P. 41】	特定健診・健康診査と、胃がん、胸部レントゲン等を同日に受診できる検診。
『風媒花』【P. 88】	佐倉市内の歴史・芸術文化事業や、特集記事等を年度ごとにまとめた情報誌。市の文化状況を広く周知するため、昭和 63 年創刊以降、毎年発行している。
普通会計【P. 10, 11】	総務省が行う統計調査のため、全自治体の比較ができるように統一会計区分として定められたもの。

ま行

用語	解説
メール配信サービス【P. 59】	防災行政無線の放送内容を携帯電話及びパソコンへメールで配信するもの。防災行政無線が聞こえにくい地域の方や、文字として情報を確認したい方に便利なサービス。メールを受信するためには、携帯電話またはパソコンから登録していただく必要がある。登録は無料。

用語	解説
メタボリックシンドローム 【P. 51】	内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・脂質異常・高血圧のうち、2つ以上を合併した状態。

や行

用語	解説
谷津環境保全指針 【P. 55】	平成 18 年 3 月策定。谷津景観の保全・生物生態系の保全・水源の保全・自然と文化の継承を、谷津保全活用のための方針と定め、農業者・市民・行政の三者協働により推進するもの。

ら行

用語	解説
リーマンショック 【P. 53】	2008 年 9 月 15 日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象。
連結実質赤字比率 【P. 12】	公営企業を含めた全会計の赤字の、標準財政規模に占める割合。
6 次産業化 【P. 33, 78, 79】	1 次産業の農業者が、新たに 2 次産業の加工・製造や 3 次産業の流通販売を行うこと。

第4次佐倉市総合計画後期基本計画策定経緯

平成26年度

平成26年11月	市民意識調査結果の公表 佐倉市人口推計策定
平成27年3月	第1回佐倉市市民ワークショップ

平成27年度

平成27年4月	第2回佐倉市市民ワークショップ
平成27年5月	第4次佐倉市総合計画後期基本計画にかかる策定方針を策定
平成27年7月8日	第1回佐倉市総合計画策定本部会
平成27年7月13日	第1回佐倉市総合計画審議会 市長から審議会会長へ諮問書提出
平成27年8月11日	第2回佐倉市総合計画審議会
平成27年9月2日	第2回佐倉市総合計画策定本部会
平成27年9月9日	第3回佐倉市総合計画審議会
平成27年9月28日	第4回佐倉市総合計画審議会
平成27年10月3日	審議会会長から市長へ答申書提出
平成27年10月9日	第3回佐倉市総合計画策定本部会
平成27年10月23日 ～平成27年11月6日	パブリックコメント
平成27年11月30日	佐倉市議会へ議案提出
平成27年12月21日	佐倉市議会にて議決

27 佐企第 182 号
平成 27 年 7 月 13 日

佐倉市総合計画審議会会長 様

佐倉市長 藤 和雄

佐倉市総合計画について（諮問）

佐倉市総合計画審議会条例 2 条の規定に基づき、第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画について、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容

第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画について

2 諮問理由

第 4 次佐倉市総合計画の前期基本計画が平成 27 年度をもって終了することに加え、国的な傾向である生産年齢人口の減少や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災を教訓とした災害対策や公共施設等の老朽化対策の必要性の増加、さらには国において「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地域における「まち・ひと・しごと創生」に関する施策が総合的・計画的に実施されることになったことなど、市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するため、基本構想の実現に向けた新たな後期基本計画について諮問いたします。

佐倉市総合計画審議会答申書

平成 27 年 10 月 13 日

佐倉市長 蕨 和雄 様

佐倉市総合計画審議会
会長 鈴木 博

平成 27 年 7 月 13 日付け、27 佐企第 182 号で諮問のあった第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画について、審議の結果を下記の通り答申します。なお、当審議会では、第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画の審議過程において、各委員より出された意見・提案を十分に配慮して計画の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 本計画の実行にあたっては、これまで以上に、市民力の活用の視点が不可欠となってくることから、市民の意見や問題意識を的確に把握するための調査を継続的に行いながら、市民が市政について意見交換する場のよりよいあり方について検討を重ねることで、市民参画促進に努められたい。
- 2 本市は、地区ごとに異なった特性や課題を有する多面性ある地域性であるため、それぞれの地区の現状把握を欠かすことなく、市民の生活を焦点とした計画の実行を推進しながら、以降の計画策定へとつなげることに努められたい。
- 3 本計画の重点施策については、人口減少対策として重要な事項が位置付けられていることから、特に具体的かつ実効性ある推進が求められる。このため、本計画策定後も実行に向けた議論をさらに重ねることに努められたい。

佐倉市総合計画審議会

会長 鈴木 博

副会長 杉江 和男

委員 明石 要一 佐々木 文香

淡路 睦 鈴木 唯

久留島 浩 高橋 莞爾

服部 岑生 堀江 興

(委員区分別 5 0 音順)

計画を推進するための個別計画一覧

総合計画に定める個別の政策・施策の具体的な実行・推進のために、本市は以下のような個別計画（事業計画）を策定しています。これらを着実に実行することによって、第4次佐倉市総合計画の推進を図ることができます。

第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

計画名称	策定等年月	計画期間	主担当課
第3次佐倉市地域福祉計画	平成28年3月	平成28年度～平成31年度	社会福祉課
佐倉市福祉のまちづくり計画	平成13年3月	—	社会福祉課
佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」	平成25年2月	平成25年度～平成34年度	健康増進課
佐倉市歯科口腔保健基本計画	平成26年2月	平成26年度～平成34年度	健康増進課
佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年8月	—	健康増進課
子ども・子育て支援事業計画	平成27年3月	平成27年度～平成31年度	子育て支援課
第2次佐倉市青少年育成計画 (佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)	平成24年3月	平成24年度～平成28年度	児童青少年課
第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画	平成27年3月	平成27年度～平成29年度	高齢者福祉課
第5次佐倉市障害者計画	平成28年3月	平成28年度～平成32年度	障害福祉課
第4期佐倉市障害福祉計画	平成27年3月	平成27年度～平成29年度	障害福祉課
佐倉市国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画	平成25年3月	平成25年度～平成29年度	健康保険課
佐倉市保健事業計画（データヘルス計画）	平成28年3月	平成28年度～平成29年度	健康保険課

第2章 快適で、安全・安心なまちづくり

計画名称	策定等年月	計画期間	主担当課
佐倉市環境基本計画	平成10年3月	平成10年度～平成30年度	環境政策課
佐倉市谷津環境保全指針	平成18年3月	平成18年度～平成30年度	環境政策課
佐倉市放射性物質除染計画	平成27年8月 (改訂)	～平成28年度(年度ごとに自動更新)	生活環境課
佐倉市一般廃棄物処理基本計画	平成25年10月 (改訂)	平成17年度～平成31年度	廃棄物対策課
佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	平成28年3月	平成28年度～平成31年度	環境政策課
佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	平成26年3月	平成26年度～平成29年度	環境政策課
佐倉市地域防災計画	平成27年2月	—	防災防犯課
佐倉市国民保護計画	平成19年2月	—	防災防犯課
佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画	平成27年8月	—	防災防犯課
第10次佐倉市交通安全計画	平成28年3月	平成28年度～平成32年度	道路維持課

第3章 心豊かな人づくり、まちづくり

計画名称	策定等年月	計画期間	主担当課
佐倉教育ビジョン	平成23年3月	平成23年度～平成32年度	教育総務課
第2次佐倉市公民館活動計画	平成23年7月	平成23年度～平成31年度	社会教育課
第4次佐倉市スポーツ推進計画	平成25年3月	平成25年度～平成29年度	生涯スポーツ課

第4章 明日へつながるまちづくり

計画名称	策定等年月	計画期間	主担当課
佐倉市農業振興地域整備計画	平成 15 年 7 月	—	農政課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年 10 月	平成 26 年 10 月～平成 36 年 9 月	農政課
佐倉市鳥獣被害防止計画	平成 27 年 3 月	平成 27 年度～平成 29 年度	農政課
佐倉市食育推進計画	平成 28 年 4 月	平成 28 年度～平成 31 年度	農政課
佐倉市森林整備計画	平成 25 年 3 月	平成 25 年度～平成 34 年度	農政課
印旛沼周辺地域の活性化推進プラン	平成 25 年 11 月	平成 26 年度～平成 30 年度	農政課
地域再生計画(印旛沼周辺地域活性化計画)	平成 26 年 3 月	平成 26 年度～平成 30 年度	農政課
佐倉市産業振興ビジョン	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～平成 32 年度	産業振興課
史跡本佐倉城跡整備実施計画	平成 16 年 3 月	—	文化課
史跡井野長割遺跡保存整備事業基本計画	平成 25 年 3 月	—	文化課

第5章 住環境が整備された住みやすいまちづくり

計画名称	策定等年月	計画期間	主担当課
佐倉市都市マスタープラン	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～平成 42 年度	都市計画課
佐倉市住生活基本計画	平成 26 年 3 月	平成 26 年度～平成 35 年度	建築住宅課
佐倉市市営住宅長寿命化計画	平成 24 年 2 月	平成 24 年度～平成 33 年度	建築住宅課
佐倉市耐震改修促進計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度	建築住宅課

Ⅲ 資料編

計画名称	策定等年月	計画期間	主担当課
千葉県建築行政マネジメント計画(第2次・佐倉市)	平成23年7月	平成27年度～平成31年度	建築住宅課
佐倉市幹線道路整備方針	平成26年3月	平成25年度～平成34年度	道路建設課
佐倉市橋梁長寿命化修繕計画	平成26年3月	平成26年度～平成76年度	道路建設課
佐倉市上下水道ビジョン	平成28年3月	平成28年度～平成42年度	事業管理課
佐倉市水道施設耐震化計画	平成27年3月	平成28年度～平成42年度	施設課
水質検査計画	平成27年12月 (毎事業年度策定)	平成28年度	施設課
印旛沼流域かわまちづくり計画	平成27年2月	平成27年度～平成31年度	企画政策課
佐倉都市計画下水道事業の事業計画	平成27年11月 (変更)	昭和46年度～平成30年度	下水道課
佐倉市印旛沼流域関連公共下水道事業計画	平成27年11月 (変更)	昭和46年度～平成30年度	下水道課
佐倉市印旛沼流域関連公共下水道基本計画説明書	平成23年3月 (変更)	昭和46年度～平成36年度	下水道課
佐倉市污水適正処理構想	平成28年3月	平成27年度～平成46年度	下水道課
佐倉市公共下水道長寿命化計画	平成25年3月	平成25年度～平成29年度	下水道課
佐倉市生活排水対策推進計画(改訂版)	平成21年3月	平成21年度～29年度年度	環境政策課

第6章 ともに生き、支え合うまちづくり

計画名称	策定等年月	計画期間	主担当課
佐倉市男女平等参画基本計画 (3期)	平成 26 年 3 月 (改訂)	平成 21 年度～平成 30 年度	自治人権推進課
佐倉市職員研修基本計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 30 年度	人事課

第4次佐倉市総合計画 【後期基本計画】

発 行 平成28年3月

発 行 者 佐倉市

企画・編集 企画政策部企画政策課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97

電話 043-484-1111（代表）

ホームページ <http://www.city.sakura.lg.jp/>

<写真> 表 紙：佐倉ふるさと広場（チューリップ）、
西志津スポーツ等多目的広場（河津桜）、佐倉の秋祭り、印旛沼
裏表紙：加賀清水、佐倉朝日健康マラソン大会、鷲神社本殿、旧堀田邸